

## 第五章 雑 則

## (代表者等)

第一六条 二人以上が共同して国際出願をした場合におけるこの法律の規定に基づく手続については、経済産業省令で定める場合を除き、出願人の代表者がこれを行い、又はその代表者に対してこれを行うことができる。(改正、平一一法律一六〇)

2 特許庁長官は、二人以上が共同して国際出願をした場合において出願人が代表者を定めていないときは、経済産業省令で定めるところにより、出願人の代表者を指定することができる。(改正、平一一法律一六〇)

3 代理人によりこの法律の規定に基づく手続をしようとする者は、第十九条第一項前段において準用する特許法第七条第一項〔未成年者、成年被後見人の法定代理人〕本文の規定により法定代理人により手続をしようとする場合その他政令で定める場合を除き、弁理士又は弁護士を代理人としなければならない。

## 〔趣旨〕

本条は、二人以上が共同して国際出願をした場合において、出願人の代表者が手続を行い、又はその代表者に対し手続を行うことができる旨及び国際出願に関する手続についての代理人の資格等を定めたものである。

一項は、二人以上が共同して国際出願をした場合であって共通の代理人を有しない場合は、出願人が選任した又は二項の規定により指定された代表者が、経済産業省令で定める場合を除き、特許庁に対し手続をし又は特許庁がその代表



者に対し手続をすることができるとすることにより、両者の手続の煩雑を避け、円滑かつ適正な手続を確保しようとするものである。この代表者の制度は共通の代表者としてPCT規則上も認められているもので（PCT九条③及びPCT規則<sup>90.2</sup>）、共通の代表者による行為又はこの共通の代表者に対する行為の効果は、出願人全員に及ぶこととされており（PCT規則<sup>90.3</sup>）、本項の代表者による手続又は代表者に対する手続についての効果も出願人全員に及ぶこととなる。

二項は、出願人が代表者を選任していない場合であっても、経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官が代表者を指定することができる旨を規定したものである。

三項は、国際出願に関する手続について代理人により手続をしようとする場合は、原則として、弁護士又は弁理士、いわゆる職業代理人によらなければならない旨を定めたものである。これは、PCT四九条（国際機関に対し業として手続をとる権能）の作成の経緯、また関連規則（PCT八三規則、九〇規則）の規定等からみて、PCT上国際出願の手続の代理は、職業代理人によることが望ましいとされていると考えられることに加えて、国際出願の手続については次のような事情があることをも考慮したものである。すなわち、国際出願に関する手続が一定の時間的制約のもとに厳格な方式に基づいて進められるものであることから、PCT等に精通した職業代理人によらない場合は、手続の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあり、その結果国際事務局、各国特許庁に対し迷惑をおよぼす場合も生じ、ひいては我が国の国際的な信用問題にもなりかねないため、手続を円滑に進め我が国の国際的信用を確保するうえで、国際出願に関する手続については、職業代理人に限定することが妥当であると判断したことによるものである。なお、本項は本人が手続をすることを排除していないが、一九条一項において準用する特一三条一項及び四項の規定により、特許庁長官は本人が手続するに適當でないときと認めるときは、職業代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

〔字句の解釈〕

1 へ一項の経済産業省令で定める場合〈PCT規則90の2.5(a)は、PCT規則90.2(b)によりみなされた共通の代表者は、

国際出願又は指定国の指定を取り下げることができない旨規定している（施規三六条四項参照）。

2 二項の経済産業省令で定めるところにより、PCT規則90.(b)は、国際出願をする資格を有する出願人のうち、願書に最初に記載されている者を共通の代表者とみなす旨規定する（施規七一条参照）。

3 三項のその他政令で定める場合、PCT又はPCT規則において、本規定と矛盾する改正が行われた場合に、それに機動的に対処するために設けたものである。現在のPCT又はPCT規則においては、本規定と矛盾する規定はないためこの政令は定めていない。

〔手続の補完等の特例〕

第一七条 出願人が第四条第二項〔補完命令〕の規定による命令又は第五条第一項〔図面に関する通知〕の規定による通知を受ける前に、その命令又は通知を受けた場合に執るべき手続を執つたときは、経済産業省令で定める場合を除き、当該手続は、その命令又は通知を受けたことにより執つた手続とみなす。

（改正、平一一法律一六〇）

〔趣旨〕

本条は、四条二項の手続の補完及び五条一項の図面に係る通知についての特例を定めたものである。

国際出願が四条一項又は五条一項に該当する場合には、特許庁長官は手続の補完命令又は通知をすることとされているが、これらの命令又は通知を受ける前に、出願人が手続の補完をしたとき又は図面を提出したときにおいても、経済産業省令で定める場合を除き、命令又は通知により手続をとったときと同様の効果が生ずることを定めたのが本条である。この趣旨は、PCT規則<sup>20.7</sup>等に明らかにされている。



〔字句の解釈〕

〈経済産業省令で定める場合〉PCT規則<sup>20.7</sup>に基づき定められており、施行規則七二条各号に掲げる日から二月を経過した後にとつた場合である（施規七二条参照）。

（手数料）

第一八条 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

- 一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者（改正、昭六〇法律四一）
  - 二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者（追加、昭六〇法律四一）
  - 三 第九条「文献の写しの請求」（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による請求をする者（改正、昭六〇法律四一）
  - 四 国際予備審査の請求をする者（改正、昭六〇法律四一）
- 2 前項第二号に掲げる者は、同項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の同号に規定する国際調査機関に対する手数料を納付しなければならない。（追加、昭六〇法律四一、改正、平一一法律一六〇）
  - 3 第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる者は、前二項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の国際事務局（条約第二条㉙の国際事務局をいう。以下同じ。）に対する手数料を納付しなければならない。（改正、昭六〇法律四一、平一一法律一六〇）
  - 4 特許法第九十五条第四項、第五項、第七項、第八項、第十一項及び第十二項「手数料の過誤納等」の規定は、第一項の規定により納付すべき手数料及び第八条第四項又は第十二条第三項「追加手数料」の規定により追加し

て納付すべきことを命じられた手数料に準用する。(改正、昭五九法律二三、昭五九法律二四、昭六〇法律四一、平一〇法律五一、平一一法律二二〇、平一五法律四七)

## 〔趣旨〕

本条は、国際出願をする者等が納付しなければならない手数料を定めたものである。

一項は、国際出願をする者等が受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関たる特許庁に対し、特許庁がそれらの任務を遂行するために必要な手数料として納付すべき手数料を定めたものである。昭和六〇年の一部改正により、特許庁以外の国際調査機関又は国際予備審査機関(ヨーロッパ特許庁)が、特許庁を受理官庁とする国際出願について国際調査又は国際予備審査を行うことを可能としたことに伴い、特許庁が受理する国際出願に関する手数料について、国際調査(又は国際予備審査)を特許庁が行うもの(一号)と、他の国際調査機関(又は国際予備審査機関)が行うもの(二号)とを分けて規定することとした。

一号において、特許庁による国際調査を受ける国際出願をする者が納付すべき手数料は送付手数料(PCT一四規則)及び調査手数料(PCT一六規則)である。二号で規定する他の国際調査機関(ヨーロッパ特許庁)が国際調査をする国際出願をする者が特許庁に納付すべき手数料は、送付手数料のみである。三号は国際調査報告等に列記された文献の写しの請求手数料(PCT規則44.3及び71.2)について規定し、四号は国際予備審査手数料(PCT五八規則)について規定している。

なお、特許法等においては、手数料の上限が法律により定められているが、国際出願法では、「実費を勘案して政令で定める金額の手数料」と規定されている。これは、手数料の額の設定について最近の立法例の多くが政令に委任していること、また、国際出願等に係る手数料については、多くの国が加盟する条約に基づくものであり、国際的バランス



をも考慮する必要があるもので、弾力的に改定を行えるようにすることが望ましいこと等の理由によるものである。ただし、政令に委任をするとしても、手数料の額は出願人にとって重要な要素であるため、「実費を勘案して」と法律に明定することとした。

二項は、昭和六〇年の一部改正により新設された規定で、特許庁以外の国際調査機関が国際調査を行う国際出願をする者が、その国際調査機関に対して納付しなければならない調査手数料（PCT一六規則）について定めている。

三項は、国際出願をする者及び国際予備審査の請求をする者が、国際事務局に対して納付しなければならない手数料について定めている。この手数料は、国際出願手数料（国際出願の場合）及び取扱手数料（国際予備審査の場合）であり、金額、支払方法等については、PCT規則に詳細に定められているので、経済産業省令に委任している。

四項は、一項の規定により納付すべき手数料及び追加して納付すべき手数料（八条四項又は一二条三項）については、特一九五条四項、五項、七項、八項、一一項及び一二項の規定（手数料を納付すべき者が国である場合の特例、特許印紙による納付及び過誤納）を準用することを定めたものである。

なお、平成一五年の一部改正において、審査請求手数料の一部返還制度の導入等により特許法一九五条六項、九項、一〇項が追加されたことに伴い、準用する条文の変更を行った。

〔字句の解釈〕

1 〈政令で定める金額〉 国際出願法施行令二条参照。

2 〈二項の経済産業省令で定めるところ〉 〈二項の経済産業省令で定める金額〉 特許庁以外の国際調査機関に対する調査手数料の納付は、特許庁長官が告示する口座に振り込むことにより行い、その金額はその国際調査機関の外国通貨の調査手数料に相当する円換算の金額を告示する（施規七八条の二、七八条の三参照）。

3 〈三項の経済産業省令で定めるところ〉 〈三項の経済産業省令で定める金額〉 国際出願手数料については、その額、

支払方法、支払時期がPCT一五規則に定められており、また、取扱手数料についてもPCT五七規則で同様に定められている（施規七九条及び八〇条参照）。

4 〔調査手数料の部分払戻し〕PCT規則<sup>16.3</sup>及び同規則<sup>41.1</sup>は、国際出願が先の国際出願又は特許出願若しくは実用新案登録出願に基づく優先権の主張を伴う場合において、先の国際出願又は特許出願若しくは実用新案登録出願について同一の国際調査機関が国際調査又は審査を行っており、当該先の国際調査又は審査の結果に基づいて、後の国際調査報告を作成することができる場合には、調査手数料を払い戻す旨規定しており、我が国でも施行規則五〇条で同趣旨の規定を設けている。なお、この払戻しは過誤納ではなく、したがって特許法一九五条一項及び一二項は準用されない。

（特許法の準用）

第一九条 特許法第七条第一項から第三項〔成年被後見人、被保佐人等の手続能力〕まで、第八条〔在外者の特許管理人〕、第十一条〔代理権の不消滅〕、第十三条第一項及び第四項〔代理人の選任命令等〕、第十六条〔手続をする能力がない場合の追認〕、第二十条〔手続の効力の承継〕並びに第二十一条〔手続の続行〕の規定は、この法律の規定に基づく手続に準用する。この場合において、条約又は特許協力条約に基づく規則（以下「規則」という。）に別段の定めがあるときは、その定めを実施するため、政令でこれらの規定の特例を定めることができる。（改正、平八法律六八）

2 特許法第四十七条第二項〔審査官の資格〕の規定は国際調査及び国際予備審査に準用する。

3 特許法第九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分<sup>1</sup>に準用する。（本項



## 〔趣旨〕

本条は、特許法の規定を準用する旨を定めたものである。

一項は、特許法七条一項から三項まで（未成年者、成年被後見人及び被保佐人の手続をする能力）、特許法八条（在外者の特許管理人）、特許法十一条（代理権の不消滅）、特許法一三条一項及び四項（代理人により手続をすべきことの命令）、特許法一六条（手続をする能力がない場合の追認）、特許法二〇条（手続の効力の承継）並びに特許法二一条（手続の続行）の規定は、この法律の規定に基づく国際出願等に関する手続に準用する旨を定めたものであり、国際出願等に関する特許庁と出願人との間における手続を円滑かつ適正に遂行することを目的としている。この趣旨は、PCT二七条(7)においても認められているところである。なお、後段は、将来、PCT又はPCT規則の改正により、特許法のこれらの規定に合致しない規定がPCT又はPCT規則において設けられる可能性もなしとしないため、そのような場合に、PCT又はPCT規則の改正に応じて政令で特例を定めることができるとしたものである。

また、平成八年の一部改正においては、特許法八条三項の規定が削除されたことに伴い、該当箇所を改正した。

二項は、国際調査報告の作成および国際予備審査報告の作成は、前述（八条および一二条の項参照）のように特許法上の出願審査における先行技術の調査に類似するため、特許法四七条二項（審査官の資格）を準用することとしたものである。

三項は、平成五年に制定された行政手続法の適用除外を定めた特許法一九五条の三の規定を準用する旨を規定したものである。

(経済産業省令への委任)

第二〇条 第二条から前条までに定めるもののほか、国際出願、国際調査及び国際予備審査に関し条約及び規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。(改正、平一法律一六〇)

〔趣旨〕

本条は、経済産業省令への委任を定めたものである。この法律各条において経済産業省令へそれぞれ委任した事項のほか、PCT及びPCT規則を実施するため、必要な事項の細目を包括的に経済産業省令に委任したものであり、これはPCT及びPCT規則において、国際出願等の手続、各種様式等について詳細に規定されていることによるものである。

〔参考〕

〈経済産業省令で定める事項〉PCT及びPCT規則に定められている規定であって、出願人と我が国特許庁との間において行われる手続は、国際出願法施行規則において定められている。その概要は次のとおりである。

(1) 総則

- (イ) 書面による手続等、用語等
- (ロ) 記載してはならない表現等
- (ハ) 証明書の提出
- (ニ) 代理人または代表者の選任等
- (ホ) 氏名、名義変更等の届出



- (イ) ファクシミリ装置による書類の提出
  - (ロ) 特許庁以外の国際調査機関等の告示
- (2) 国際出願
- (イ) 外国語による国際出願の言語
  - (ロ) 発明の単一性
  - (ハ) 願書、明細書、請求の範囲等の記載事項
  - (ニ) 願書、明細書、請求の範囲等の様式
  - (ホ) 国際出願番号の通知
  - (ヘ) 国際出願日の通知
  - (ト) 手続補完書の様式
  - (チ) 国際出願として取り扱わない旨の通知
  - (リ) 優先権の主張の追加
  - (ヌ) 優先権の主張の補正等
  - (ル) 国際出願の明細書等の補完
  - (ヲ) 手続の補完の特例
  - (ワ) 手続の補完の取下げ
  - (カ) 手続の補正
  - (ク) 意見書の提出
  - (ケ) 手続補正書の様式



- (レ) 手数料の納付の補正
  - (ヲ) 取り下げられたものとみなす旨の決定及びその通知等
  - (ツ) 国際出願等の取下げ
  - (ネ) 国際調査手数料の返還
  - (フ) 謄本、証明書請求
  - (ク) ファイル記録事項の請求
- (3) 国際調査
- (イ) 国際調査報告の記載事項
  - (ロ) 国際調査機関の見解書及びその記載事項
  - (ハ) 国際調査を要しない国際出願の内容
  - (ニ) 追加手数料異議の申立て及びその決定等
  - (ホ) 国際調査報告に係る発明の区分方法
  - (ヘ) 審査官による要約書の作成等
  - (ト) 審査官による発明の名称の決定等
  - (チ) 国際調査手数料の一部返還
  - (リ) 塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等
- (4) 国際予備審査
- (イ) 国際予備審査の請求ができない場合
  - (ロ) 国際予備審査の請求期限



- (ハ) 国際予備審査請求書の記載事項
  - (ニ) 外国語による国際予備審査の請求の言語
  - (ホ) 国際予備審査請求書の様式等
  - (ヘ) 国際予備審査の開始の請求
  - (ト) 国際予備審査請求書の受領の年月日等の通知
  - (チ) 手数料の納付
  - (リ) 国際予備審査の請求に伴う補正の期間
  - (ヌ) 国際調査機関の見解書についての答弁
  - (ル) 国際予備審査報告の記載事項
  - (ヲ) 手数料の追加の納付
  - (ワ) 国際予備審査報告に係る発明の区分方法
  - (カ) 答弁書を提出する機会の付与の事由
  - (コ) 国際予備審査請求書の不備の事由
  - (ク) 補正書が添付されていないときの補正書の提出
  - (ケ) 国際予備審査の開始の申出
- (5) 雑則
- (イ) 特許庁長官による代表者の指定
  - (ロ) 出願人の署名がない場合の書面の提出
  - (ハ) 手続の補完等の特例が認められない場合



- (二) 発明の数の算定の方法
- (三) 郵便物の遅延、亡失
- (四) 郵便業務等の中断
- (五) 明らかな誤りの訂正
- (六) 特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付方法、金額、手数料の返還
- (七) 国際事務局に対する手数料の納付方法、金額、手数料の返還
- (八) 謄本、証明書の請求等に係る手数料等の金額

(条約に基づき機関としての事務)

**第二条** この法律の規定は、工業所有権に関する国際協力の見地から必要がある場合において、条約若しくは規則又はこれらに基づいて締結された取決めに従つて、特許庁がこの法律及び特許法その他の法律の規定に基づいて行うべき事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、この法律の規定の適用を受ける者以外の者に関し条約に規定する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行うことを妨げるものではない。

〔趣旨〕

本条は、特許庁が日本国民等以外の者についてPCTによる受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行うことができる旨を確認的に規定したものである。

PCTにおいては、特許庁が日本と他の締約国との間の合意に基づき、その締約国の国民または居住者のための受理官庁として行動すること(PCT規則19.1(b)、総会でPCTによる国際出願をすることが認められた非締約国の国民また



は居住者のために受理官庁として行動すること（PCT規則19.1(c)）、国際事務局との取決めに於いて定める管轄地域内の受理官庁に受理された国際出願につき、国際調査機関、国際予備審査機関として行動すること（PCT一六条(2)、(3)(b)、三二条(2)等）が可能であることが規定されている。我が国としては、我が国が世界有数の特許大国であること、アジアの中で中心的存在であること、開発途上国のための受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関として行動することは開発途上国への協力として有意義であること等の理由から、特許庁が開発途上国の国民等の受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関として行動すべきであると考えられるため、その趣旨を確認的に規定したものである。

しかしながら、特許庁が開発途上国の受理官庁等としての事務を行うことにより、国内出願の円滑な処理に支障が生じることは、PCTに加盟する意義を失わせることにもなりかねないので、それらの事務は国内出願の事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において行うことを明記したものである。

なお、昭和五九年八月に大韓民国のPCTへの加入が発効したことに伴い、翌九月から大韓民国の出願人が国際調査機関として日本国特許庁を選択して国際出願した場合、また、平成一三年八月にフィリピンのPCTへの加入が発効したことに伴い、翌年一月からフィリピンの出願人が国際調査機関として日本国特許庁を選択して国際出願した場合には、日本国特許庁がそれらの国際出願について国際調査を行うこととなった。